

1 総論	
① 営業時間短縮要請は何に基づくものか？	新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づき要請するものです。
② 営業時間短縮要請の期間は？	令和3年4月28日（水）から5月11日（火）までの14日間です。
③ 営業時間短縮要請の対象区域、対象施設は？	<p>【対象区域】長崎市</p> <p>【対象施設】 食品衛生法の飲食店・喫茶店営業許可を受けている飲食店及び遊興施設（飲食スペースを有するもの）</p> <p>ただし、以下の店舗は対象外です。</p> <ul style="list-style-type: none">・テイクアウトやデリバリー専門店 ※「2 営業時間短縮要請（対象施設）」⑤を参照・移動販売車による営業店舗 ※「2 営業時間短縮要請（対象施設）」⑤を参照・自動販売機（自動販売機で調理を行うホットスナックなど）・イートインスペースを有するスーパーマーケットやコンビニエンスストア
④ 営業時間短縮要請の内容は？	対象施設に対して午後8時までの営業時間短縮を要請します。 （酒類の提供は午後7時まで）

2 営業時間短縮要請（対象施設）	
① 酒類の提供を行わない場合も対象になりますか？	酒類の提供を行わない飲食店も対象になります。
② インターネットカフェやマンガ喫茶は対象になりますか？	インターネットカフェ、マンガ喫茶のうち、宿泊を目的とした利用が相当程度見込まれる施設については、対象になりません。
③ インターネットカフェの中にあるカラオケボックスは対象になりますか？	営業許可にカラオケボックス部分が含まれ、他のスペースと明確に区分できるのであれば、対象になります。
④ ホテル・旅館内のレストランや宴会場は対象になりますか？	ホテル・旅館内のレストランや宴会場は、宿泊客のみが利用する場合、対象になりません。ただし、宿泊客以外の方も利用できる場合は、対象となります。（この場合、宿泊客の利用については、受給要件になりません。）
⑤ テイクアウト店や車両による移動式の飲食店は対象になりますか？	原則、対象になりません。 ただし、日頃からテーブルやイスを設置し飲食スペースを設けている場合は、店舗の売上金額や件数等において、飲食スペースが主であれば、要請の対象となります。（「仮設1号」、「仮設2号」、「仮設3号」、「臨時」の営業許可は対象外。個々の許可の内容については、保健所等にご確認ください。）飲食スペースとテイクアウトでは消費税率が異なるので、例えば、帳簿の消費税などを参考に、どちらが主か判断してください。
⑥ 店舗型の飲食店なのですが、屋外（テラス席）にのみ常設の飲食スペースがある場合は、対象になりますか？	テラス席などの屋外スペースで客が飲食することが通常の営業形態である店舗も対象です。 ただし、公道など許可を得ていない屋外スペースで営業を行っている場合などは対象外となります。
⑦ イートインコーナーがある大型スーパー店やコンビニエンスストアは対象になりますか？	対象になりません。 今回の営業時間短縮要請の対象となる飲食店とは、その店舗で調理した食品を客が飲食するために利用することを主とする施設です。スーパー等のイートインスペースは、その店舗で販売される商品の飲食のための利用が主となることから対象施設とはなりません。

3 時短協力金	
① 協力金の申請方法や申請受付窓口は？	申請書類の提出先は、「長崎市営業時間短縮要請協力金窓口」となりますが、詳細につきましては、県ホームページ及び長崎市ホームページでご確認ください。（申請要領に記載しております。）
② 協力金の額はどのように決まりますか？	<p>昨年度実施した制度とは異なり、今回は、店舗の事業規模（売上高）に応じて、協力金の額が決まります。詳細は、申請方法と同様、県ホームページ及び長崎市ホームページでお知らせしておりますが、おおむね以下のとおりです。</p> <p>【中小企業（個人事業主含む）】 →1店舗あたり「35万円から105万円」 ※（2.5～7.5万円）×要請期間〔14日間〕</p> <p>【大企業】 →1店舗あたり「上限280万円」 ※（①売上高減少額／日×0.4）×要請期間〔14日間〕 ※ただし、①の上限は「20万円/日」又は 「前年度または前々年度の1日あたりの売上高／日×0.3」のいずれか低い方</p>
③ 協力金の申請に必要な書類はどのようなものがあるか？	詳細については、県ホームページ及び長崎市のホームページにてお知らせをしておりますので、詳しくはそちらをご覧ください。（申請要領に記載しております。）
④ 本店・本社が長崎市外の場合でも、長崎市内に店舗があれば支給の対象になりますか？	対象になります。
⑤ 大企業も支給の対象になりますか？	対象になります。
⑥ 4月28日から営業時間の短縮をできなかった場合、協力金の支給対象とはならないのですか？	対象になりません。 要請期間の全期間（4月28日から5月11日）で営業時間の短縮にご協力いただいた場合のみ、対象になります。
⑦ 通常の営業時間が朝11時から夜10時までの酒類を提供する飲食店です。酒類の提供を夜7時までに時間短縮すれば、営業を夜10時まで続けても、協力金の支給対象になりますか？	対象になりません。 酒類の提供を夜7時までに短縮しても、営業を夜8時までに短縮していただければ協力金の支給対象となりません。

⑧	通常の営業時間が朝10時から夜7時までの飲食店です。期間中、完全休業したら時間短縮営業に対する協力金の支給対象になりますか？	対象になりません。 通常の営業時間が、今回の時間短縮営業（朝5時から夜8時まで）内であれば対象になりません。
⑨	通常の営業時間が夜8時から翌朝2時までの飲食店です。営業時間を短縮することができませんが、休業したら協力金の支給対象になりますか？	夜8時から翌朝5時までの営業を自粛をしているので、協力金の支給対象になります。
⑩	一般営業は夜6時までですが、予約営業は夜8時以降もしています。この場合、夜8時以降の予約営業を自粛すれば支給の対象になりますか？	通常、そのような営業形態をとられている場合、夜8時から翌朝5時までの間の予約営業の自粛にご協力いただけるのであれば、支給対象となります。
⑪	感染対策のため、既に自主的に夜8時までの時間短縮営業（又は休業）をしています。支給の対象となりますか？	原則、本県における第3波到来の兆しが見られた12月以降、感染対策のため自主的に休業・時間短縮営業をされている場合であって、今回の要請期間も休業・時間短縮営業を継続する場合は対象となります。
⑫	毎週日曜日が定休日の酒類を提供する飲食店です。4月28日から5月11日まで営業時間を短縮した場合、期間中定休日が2日あるので、その2日分の協力金相当額が減額されますか？	減額されません。 期間中に定休日が含まれていても、4月28日から5月11日を通じて要請に応じていただければ、「店舗ごとに算定される1日あたりの金額」×全期間（14日分）が支給されます。
⑬	4月28日から休業する予定ですが、4月30日から5月2日まで午後8時以降に一時営業しても、協力金の支給対象になりますか？	対象になりません。 4月28日から5月11日までの全期間、営業時間短縮要請に応じた店舗が対象になります。
⑭	レストランを夜8時で閉店し、その後はテイクアウトサービスのみ営業を続けた場合は支給の対象になりますか？	対象になります。 要請の対象であるレストラン内での営業を夜8時まで（酒類提供は夜7時まで）としていただければ、その後テイクアウトサービスを営業されても支給の対象となります。
⑮	複数の店舗を有していますが、店舗の数ごとに協力金が支給されますか？また、全ての店舗が要請に応じないと支給されませんか？	要請に応じていただいた店舗ごとに支給されます。
⑯	4月27日から翌28日の午前0時以降にかけて営業している店舗です。この場合、4月28日の午前0時から午前5時まで営業を自粛しないと支給の対象とならないのですか？	4月27日から引き続き翌28日午前0時から午前5時までの営業は、27日の営業の延長と見做します。このため、4月28日の夜8時以降の時間短縮営業にご協力いただける場合、対象となります。